

きた住まいるサポートシステム アップデートのお知らせ

—「北方型住宅 2020」の登録保管を開始します—

日頃より、北海道の建築住宅行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

「きた住まいるサポートシステム」で、「北方型住宅 2020」の登録保管を可能とするアップデートを行いますので、予め、お知らせいたします。

なお、アップデートの内容は、**令和3年1月19日（火）からシステムに反映される予定です。**

<アップデートの主な内容>

1 「北方型住宅 2020」の登録保管が可能になります。

(1)北方型住宅 2020 の場合、北方型住宅や北方型住宅 ECO などと比較して、基準の適合確認の方法を見直し、基準に適合することが確認できる各種認定書(※1)や図面(※2)などの資料を添付することで、詳細な数値などの入力作業を簡略化します。

※1 以下の認定書等がある場合は、添付することで基準適合の根拠資料とすることができます。認定書等がない場合は、基準に適合することが確認できる資料(図面、計算書等)を添付する必要があります。

・長期優良住宅の認定書 ・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 ・BELS 評価書

※2 保管を必須とする設備図面に、換気方式や暖房方式に関する基準への適合を確認する図面として、「給排水衛生設備図」と「暖房換気設備図」を追加する予定です。

(2)北方型住宅 2020 の場合、北方型住宅基準(推奨基準を含む)への適合状況を確認できるシートが、住宅ラベリングシートとして発行可能となります。

2 新築住宅の場合、保管を任意としていた建築確認関係書類や一部の図面等の保管が必須となります。

(1)建築確認が必要な住宅の場合は、確認済証、検査済証などの建築確認関係書類の保管が必須となります。

(2)住宅の基準を「その他の新築住宅」として保管する場合、これまでは図面の保管が任意でしたが、以下の図面の保管が必須となります。これらは、建築士法で保存が義務づけられている図面です。

配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造計算書(壁量計算書を含む)、構造詳細図、各階伏図

※北方型住宅(水準)、北方型住宅 ECO(水準)の場合、これまでの図面に加え、「各階伏図」の保管が新たに必須となります。

3 その他、全般的に入力項目(入力を必須とする項目)が削減されます。

<重要>アップデートに伴い、ご注意いただきたい事項

① **令和3年1月18日（月）は、きた住まいるサポートシステムの利用ができません。**

アップデートに伴う作業のため、同日はシステムを利用できませんので、予めご了承ください。

②アップデートに伴い、北方型住宅 2020 とそれ以外の住宅で、特に「設計」(基準の適合確認に関する項目)に関する入力内容が大きく変更となる予定です。また、上記1及び2に記載のとおり、新たに保管が必須となる図面等がありますので、入力途中の住宅については、アップデート後に入力内容のご確認をお願いいたします。

※基本的に、入力途中のデータが消えることはありません。

※ただし、例えば、「北方型住宅 ECO」として入力中及び保管申請中の住宅を、アップデート後に「北方型住宅 2020」に変更した場合、特に「設計」の項目に入力する内容が変更となるため、改めて入力が必要となる項目が生じる場合がありますので、予めご了承ください。